⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

# 入札公示

## 公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和５年３月22日

支出負担行為担当官

国土地理院長　高村　裕平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（十勝地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（釧路地区）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、航空レーザ計測を実施するとともに、１ｍメッシュ標高データ、三次元点群データの整備を行うものである。

⑷　履行期間

①　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（十勝地区）　令和６年３月８日

②　航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（釧路地区）　令和６年２月28日

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、品質確保の観点から技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

本公示に記載の業務は、２件の業務を一括して審査を行う試行業務（参加を希望する全ての業務に同一の配置予定技術者で参加する）である。

⑹　本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業（共同企業体を含む）又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であって、③に掲げる資格を満たしている者であること。

①　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　「令和５・６年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」について、定期受付として申請を行い、受理されている者であること。なお、令和５年４月１日時点において、当該申請に対して認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

ウ　測量法（昭和24年法律第188号。以下「測量法」という。）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

エ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　設計共同体　以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月22日付け国土地理院長）に示すところにより国土地理院長から航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（十勝地区）ほか１件に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

ア　予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　「令和５・６年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定について、設計共同体を構成する構成員それぞれが定期受付として申請を行い、受理されている者であること。なお、令和５年４月１日時点において、当該申請に対して認定されていない構成員を含む設計共同体がした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

ウ　測量法第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

エ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

③　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑵　入札参加者を指名するための基準　「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。また、設計共同体の場合は、構成する者の平均により加点評価項目の一部を評価する。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

③　予定価格が1000万円を超える請負契約において、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の調査を行う。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、次のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、次のとおりとし、小数５位切捨て、小数４位止めとする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格点は60点とする。